## 請 書

公益財団法人 鳥取市環境事業公社 理事長 様

次の業務を適正に履行することを誓約します。

年 月 日

受注者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

業	務		名							
業	務	場	所							
業	務	期	間	年	i J	]	日から	年	月	日まで
業	務	金	額	金 円 (うち消費税及び地方消費税の額				金		円)

## (契約条項)

- 1 受注者は、この契約条項(請書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(設計書、仕様書、図面及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、請書記載の業務金額をもって、請書記載の業務を請書記載の業務期間内に完了しなければならない。
- 2 受注者は、この契約(この契約条項及び仕様書等を内容とする業務の請書をいう。以下同じ。)の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 3 この契約条項に定める指示、催告、請求、通知、承諾、及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、業務の実施部分が仕様書等に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、業務金額の増額又は業務期間の延長の請求はできない。
- 6 発注者から業務期間若しくはこの契約の内容の変更又はこの契約の全部若しくは一部を解除することについての 協議があったときは、受注者は協議に応じなければならない。
- 7 受注者は、その責めに帰すことができない事由により業務期間内に業務を完了することができないときは、その 理由を明示した書面により、発注者に業務期間の延長変更を請求することができる。
- 8 受注者は、業務を完了したときは、速やかにその旨を発注者に通知し、発注者は、当該通知を受けた日から10日 以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
- 9 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前項の規定を適用する。
- 10 受注者は、第8項の検査に合格したときは、業務金額の支払を請求することができ、発注者は、適法な支払請求 書を受理した日から翌月の末日以内に業務金額を支払わなければならない。
- 11 発注者は、契約目的物の種類、品質又は数量に関し契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。)があるときは、発注者は受注者に対して相当の期間を定めて、発注者の指定した方法による履行の追完を請求することができる。
  - この場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催促をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。
- 12 受注者の責めに帰すべき事由により業務期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、業務金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、遅延利息の率を乗じた額を損害金として受注者に請求することができる。
- 13 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
  - (1)正当な理由なく業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (2)その責めに帰すべき事由により業務期間内又は業務期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにないと発注者が認めたとき。
  - (3)前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 14 発注者は、受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められたときは、この契約を解除することができる。
  - (1)私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定に違反する行為(2)刑法(明治40年法律第45号)第96条の3に規定する行為
- 15 前2項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、業務金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 16 受注者は、発注者が第13項各号のいずれかに該当する行為をしたと認めたときは、発注者がこの契約を解除する か否かを問わず、賠償金として、業務金額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約が 終了した後も同様とする。なお、発注者に生じた実際の損害額が当該賠償金の額を超える場合において、発注者が 当該損害額の超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 17 発注者は、この契約に基づいて発注者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受注者が負う債務と相殺することができる。
- 18 この契約条項に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。